

診療情報の提供(カルテ開示)請求における本人確認書類等について

請求者区分	請求方法	請求者本人確認書類	その他添付書類 1	その他添付書類 2	その他添付書類 3
本人	窓口	・運転免許証 ・個人番号カード 等			
	郵送	請求者本人確認書類の複写物	・請求者本人の住民票の写し (※30日以内に作成のもの) (※複写機による複写したものは不可)		
遺族 (法定相続人)	窓口	・運転免許証 ・個人番号カード 等	【遺族等を証明するもの】 ・戸籍謄本、戸籍抄本 (※いずれも30日以内に作成のもの)		
	郵送	請求者本人確認書類の複写物	・請求者本人の住民票 (30日以内に作成のもの) (※複写機による複写したものは不可)	【遺族等を証明するもの】 ・戸籍謄本、戸籍抄本 (※いずれも30日以内に作成に作成のもの) (※複写機による複写したものは不可)	
法定代理人	窓口	・運転免許証 ・個人番号カード 等	【法定代理人の資格を証明するもの】 ・戸籍謄本、戸籍抄本 ・成年後見登記の登記事項証明 (※いずれも30日以内に作成のもの)		
	郵送	請求者本人確認書類の複写物	・請求者本人の住民票の写し (30日以内に作成のもの) (※複写機による複写したものは不可)	【法定代理人の資格を証明するもの】 ・戸籍謄本、戸籍抄本 ・成年後見登記の登記事項証明 (※いずれも30日以内に作成に作成のもの) (※複写機による複写したものは不可)	
任意代理人	窓口	・運転免許証 ・個人番号カード	【任意代理人の資格を証明するもの】 ・委任状、同意書（実印を押印したもの、複写機による複写したものは不可）	【任意代理人の資格を証明するもの】 ・委任者の運転免許証等の複写物 ・印鑑登録証明 等（30日以内に作成のもの、複写機による複写したものは不可）	
	郵送	請求者本人確認書類の複写物	・請求者本人の住民票の写し (※30日以内に作成のもの) (※複写機による複写したものは不可)	【任意代理人の資格を証明するもの】 ・委任状（実印を押印したもの）	【任意代理人の資格を証明するもの】 ・委任者の運転免許証等の複写物 ・印鑑登録証明 等（30日以内に作成のもの、複写機による複写したものは不可）